

町民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大により、1月27日から2月20日までを期限として長野県に適用されていた「まん延防止等重点措置」は、その後も新規感染者数の高止まりが続いていることから、3月6日まで延長されるととなりました。

町では、これから人の移動が増加する年度末・年度始めや、卒業式などのイベントを安心して迎えらるよう、感染の収束に向け、県と連携して対策を実施してまいります。

町の公共施設の利用、貸出の制限や、講座等の休止などの取組みは、当面継続してまいりますのでご理解をお願いいたします。

町民の皆様には、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動、不要不急の県外との往来は控え、家庭内を含め、改めて基本的な感染防止対策の徹底を継続していただきますようお願いいたします。

事業者の皆様には、職場の感染対策の点検・徹底と、可能な限りテレワークや在宅勤務の推進をお願いいたします。

町内におきましても、継続的に感染の確認が続いています。最新の感染動向は町ホームページにてお知らせしてまいります。

少しでも体調に異変を感じた場合は、外出をせず、速やかに医療機関にご相談ください。

また、3回目のワクチン接種につきましては、2回目の接種時期に応じた順次接種券を送付していますので、お手元に接種券が届きましたら接種の予約をお願いいたします。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。感染された方やご家族などの関係者、医療従事者等への不当な差別や偏見が生じないよう併せてご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年2月21日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘